明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金十億一千七百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は、平成二十六年十月十日付官報の号外第二二六号九十二頁に掲載されています。

平成二十六年十一月二十五日

東京都港区西新橋一丁目二番九号ＥＰコンサルティングサービス内

オスタラ・メディカル・シックス特定目的会社

取締役　中村　博康

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金十九億四千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は、平成二十六年十月十日付官報の号外第二二六号九十二頁に掲載されています。

平成二十六年十一月二十五日

東京都港区西新橋一丁目二番九号ＥＰコンサルティングサービス内

湘南特定目的会社

取締役　目黒　正行

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金七億九千四百万七百二十円（ただし、Ａ号優先資本金につき金二千三百五十万円、Ｂ号優先資本金につき金二千二百六十万円、Ｃ号優先資本金につき金七億四千七百九十万七百二十円）減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は、平成二十六年十月一日付官報の号外第二一八号五十八頁に掲載されています。

平成二十六年十一月二十五日

東京都港区西新橋一丁目二番九号ＥＰコンサルティングサービス内

上野特定目的会社

取締役　中村　博康

◉号外　十一月二十一日付特第二三
同日付政府調達第二二〇号

号二ページ●同月二十五日付第二六〇号六四ページ●
五六ページ

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金二十六億二千四百四十五万一千六百四十円（ただし、Ａ号優先資本金につき金六億二千八百六十五万円、Ｂ号優先資本金につき金六億三百九十五万円、Ｃ号優先資本金につき金十三億九千百八十五万一千六百四十円）減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は、平成二十六年十月一日付官報の号外第二一八号六十一頁に掲載されています。

平成二十六年十一月二十五日

東京都港区西新橋一丁目二番九号ＥＰコンサルティングサービス内

相模特定目的会社

取締役　中村　博康

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金四億二千五百二十五万二千円（ただし、Ａ号優先資本金につき金一億二百四十万円、Ｂ号優先資本金につき金九千八百三十五万円、Ｃ号優先資本金につき金二億二千四百五十万二千円）減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は、平成二十六年十月一日付官報の号外第二一八号五十八頁に掲載されています。

平成二十六年十一月二十五日

東京都港区西新橋一丁目二番九号ＥＰコンサルティングサービス内

相模鶴間特定目的会社

取締役　中村　博康

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金十億九千百六万九千六百八十円（ただし、Ａ号優先資本金につき金一億五千五百七十五万円、Ｂ号優先資本金につき金一億四千九百六十万円、Ｃ号優先資本金につき金七億八千五百七十一万九千六百八十円）減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は、平成二十六年十月一日付官報の号外第二一八号六十一頁に掲載されています。

平成二十六年十一月二十五日

東京都港区西新橋一丁目二番九号ＥＰコンサルティングサービス内

筑豊特定目的会社

取締役　中村　博康

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金七億七百十六万八千八百円（ただし、Ａ号優先資本金につき金一億二千三百十万円、Ｂ号優先資本金につき金一億三百三十万円、Ｃ号優先資本金につき金四億六千五百七十六万八千八百円）減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は、平成二十六年十月一日付官報の号外第二一八号六十一頁に掲載されています。

平成二十六年十一月二十五日

東京都港区西新橋一丁目二番九号ＥＰコンサルティングサービス内

播磨特定目的会社

取締役　中村　博康

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金七億一千八百九万百四十円（ただし、Ａ号優先資本金につき金一億六千六百七十五万円、Ｂ号優先資本金につき金一億六千二十五万円、Ｃ号優先資本金につき金三億九千百九万百四十円）減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は、平成二十六年十月一日付官報の号外第二一八号六十一頁に掲載されています。

平成二十六年十一月二十五日

東京都港区西新橋一丁目二番九号ＥＰコンサルティングサービス内

武蔵鶴見特定目的会社

取締役　中村　博康

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金を金三億円減少し金百十億一千七百万とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

平成二十六年十一月二十五日

東京都中央区銀座一丁目六番一一号アース・タックス税理士法人内

デイジー特定目的会社

取締役　中村　武

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先資本金の額を金三億円減少して、金百十億一千七百万円とし、発行済優先出資三万口を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十六年十二月二十六日までに当社にご提出下さい。

平成二十六年十一月二十五日

東京都中央区銀座一丁目六番一一号アース・タックス税理士法人内

デイジー特定目的会社

取締役　中村　武

取消公告

平成二十六年十一月十四日（号外第二五一号）掲載の被相続人　亡　佐藤　直永に係る相続債権受遺者への請求申出の催告は取消します。

平成二十六年十一月二十五日

愛知県春日井市大和通一丁目七〇番地一大和ビル三Ｆ

相続財産管理人　弁護士　藤川　誠二

正誤

ページ	段	行	誤	正
三四	一〇	下から一	李健頭	李健頭

（原稿誤り）

平成二十六年十一月七日防衛省告示第二百十七号（アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、全部返還、一部返還、追加提供及び新規提供が決定された件）

（印刷誤り）

五	上	摘要欄中終りから一	「陸上自衛隊」以下は改行する。
〃	下	摘要欄中一三	

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03(3587)4294
定価　一ヵ月二、六四二円（本体二、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）